

第75号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第36号右欄中「益田市」の次に「、安来市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第36号の規定は、この条例の施行の日以後に旅券法（昭和26年法律第267号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、同日前に同法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。